



土技 第459号
平成24年 3月30日

熊本県建設産業団体連合会会長 様

熊本県土木部土木技術管理課長

熊本県土木部所管の土木工事におけるワンデーレスpons
の本格的な実施について（通知）

工事監督におけるワンデーレスponsの取組みについては、平成19年度から試行を進めていますが、発注者側及び受注者側の双方にその効果も認められることから、平成24年度発注工事から本格的に実施することとします。

本格的な実施に伴い、別紙のとおり「土木工事監督におけるワンデーレスpons実施要領」を策定しましたので併せて通知します。

なお、繰越工事や債務工事についても、ワンデーレスponsの本格実施を希望される場合は、監督員と協議をお願いします。

おって「工事監督におけるワンデーレスpons試行要領（平成19年12月25日制定）」は平成24年3月31日付けで廃止します。

担当：熊本県土木技術管理課
技術指導班 徳田、深井
(内線6055)
TEL 096-333-2490
FAX 096-381-0570

土木工事監督におけるワンデーレスpons実施要領

第1 目的

熊本県土木部では、土木工事の現場において発生する様々な問題については、これまででも、監督職員個々において「現場を待たせない」「速やかに回答する」という速やかな対応に努めてきた。

しかし、近年の公共事業を取り巻く環境が厳しさを増す中、これまで以上に発注者及び受注者の双方が、時間的コスト感覚を強く意識した対応が求められている。

このため、土木部としても、監督業務を行ううえで現場の問題発生に対する迅速な対応（以下「ワンデーレスpons」という。）の試行にこれまで取り組んできたところある。

試行の結果、ワンデーレスponsの効果が認められることから、組織的、システム的なものとしてワンデーレスponsを本格的に実施することにより、効率的な現場施工の実現や情報共有の実現等を目指すものとする。

第2 対象工事

原則として、土木部が所管するすべての土木工事において実施するものとする。

第3 実施方法

1. 受注者から提出された書面（協議、報告、承諾願、確認願、立会願等。以下「協議等」という。）については、原則として1日以内に書面により回答するものとする。ただし閉庁日を除く。
2. 主任監督員または総括監督員は、受注者から協議等の書面が提出され、措置可能なものは1日以内に書面により回答するものとする。
3. 主任監督員または総括監督員で措置できない内容の場合は、速やかに担当課長等の上司に相談・協議し、措置可能なものは1日以内に回答するものとする。
4. 対外協議や検討等が必要であり、1日以内に回答することが困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答予定日を1日以内に書面により回答するものとする。
5. 4. で回答した回答予定日を超過することが明らかになった場合は、再

度受注者と回答予定日について協議し、新たな回答予定日を書面により回答するものとする。

6. 主任監督員及び総括監督員の不在時に、受注者から協議等の書面が提出された場合は、担当課は協議等の書面を受付け監督員に伝達する。その上で監督員は適切に対応するものとする。

第4 実施における留意点

1. ワンデーレスponsの実施には、「所定の工期内に工事を完成させる」ことを共通目標とし、発注者と受注者の双方で取り組む必要がある。

① 受注者

- 施工計画に基づいて各作業への関連や進捗等が把握できる綿密な計画工程を立案し工程管理を実施するものとする。なお、工事実施にあたってクリティカルとなる項目については、計画工程の中に必ず記載するものとする。
- 工事施工中において問題が発生した場合、または計画工程と実施工程を比較照査し差異が生じる恐れがある場合には、原因を究明するとともに速やかに書面により監督員に報告するものとする。

② 発注者（監督員）

- ワンデーレスponsは、受注者からの的確な状況の資料等により協議等を早期に受けることが前提となるため、受注者に対しても「ワンデーレスpons」の意義と目的を周知することとする。
 - 工事の進捗状況を常に把握し、現場の問題点を事前に把握する。
2. ワンデーレスponsは基本的に、工事施工の中で発生する諸問題に対し迅速に対応し、効率的な工事施工及び監督業務をおこなうための取組みであり、工事の施工、監督及び検査の実施に関する取扱いや要領等を変更するものではない。ワンデーレスponsの実施に当たっては、本要領のほか工事契約約款や共通仕様書、工事監督要領等に基づき運用すること。

第5 特記仕様書への記載

特記仕様書に以下の内容を記載し、ワンデーレスpons対象工事であることを明確にすること。

特記仕様書 記載事項

(ワンデーレスponsの実施)

第〇条

- この工事はワンデーレスpons対象工事である。

ワンデーレスponsとは、受注者からの協議、報告、承諾願、確認願、立会願等（以下「協議等」という。）に対して、監督員が原則として1日以内に回答するよう対応することである。ただし、1日以内の回答が困難な場合は、受注者と協議うえ、回答予定日を設けるなど、何らかの回答を1日以内にするものである。

- ワンデーレスponsは、「土木工事監督におけるワンデーレスpons実施要領」に基づき実施するものとする。
- 受注者は、計画工程表の提出に当たって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督員と協議すること。
- 受注者は、工事施工中において、問題が発生した場合又は計画工程と実施工程を比較照査し差異が生じる恐れがある場合には、原因を究明とともに速やかに書面により監督員に報告するものとする。

附 則

この要領は平成24年4月1日以降契約分から適用する。

土木工事監督におけるワンデーレスpons実施フロー図

